

施設修繕仕様書

1. 修繕名 市川市動植物園家畜舎屋根修繕
2. 契約期間 令和8年5月15日から令和8年8月31日まで
3. 修繕場所 市川市大町284番地1
4. 概要 本修繕は家畜（牛）舎の傷んだ屋根、軒先、軒裏、雨樋部の防水層及び下地の撤去を行い、新たに防水層を設置するもの。
5. 修繕の内容

名称	規格	単位	数量	備考
仮設工事		式	1	
撤去工事		式	1	
木工事		式	1	
屋根工事		式	1	

6. 実施方法

○仮設工事

- ア) 家畜舎外部及び内部に、作業に必要な仮設足場の設置を行うこと。なお足場の設置にあたり1階各出入口、2階資材搬入口を利用できるようにすること。また、外周通路幅については塵芥車が通れるように幅員2.5m以上確保すること。
- イ) 作業中はシート養生を行って、動物園利用者への塵芥対策を行うこと。
- ウ) 転落防止対策を徹底すること。

○撤去工事

- ア) 切妻屋根背面部の防水層及び、防水シートの撤去を行うこと。
- イ) 防水層撤去後下地材の確認を行い、雨漏り等により劣化している野地板、野地垂木の撤去を行うこと。なお、下地材の撤去範囲については50%を見込んでおり、撤去範囲については監督職員と立ち会って決定すること。
- ウ) 雨漏り等により劣化している軒裏材を撤去すること。
- エ) 灯り取り用サッシ周り（2か所）の劣化したシーリングを撤去すること。
- オ) 屋根雨樋の清掃及びケレンを行うこと。なお腐食等により、劣化している部分については取り除くこと。
- カ) 劣化している下地材を撤去した後速やかに木工事、屋根工事に取り掛かり降雨による雨漏りが起きないようにすること。なお、防水シート完了前に降雨が予想される場合はブルーシート等を用いて、屋根材及び室内が濡れないようにすること。

○木工事

- ア) リップ溝形鋼に垂木 (60×45 mm) を固定して、屋根下地材の骨組みを行うこと。
- イ) 野地板については、構造用合板 (t=12mm) を使用し、骨組みにビス止めにて固定すること。
- ウ) 軒裏材については垂木 (60×45 mm)、構造用合板 (t=12mm) を使用し、表面に水性防水塗料を塗布すること。

○屋根工事

- ア) 防水シート内に不純物が入らないよう、野地板上の枝葉及びゴミを取り除いた後に防水シート (ガムクールMⅡ同等品以上) を貼り付けること。
- イ) 防水シートの重ね幅は上下 (流れ方向) 100 mm以上、左右 (長手方向) 200 mm以上とすること。
- ウ) アスファルトシングル葺き内に不純物が入らないよう、防水シート上のゴミを取り除いた後、アスファルトシングル (ロアーニⅡスクエア同等品以上) 材を防水シート上に設置すること。なお、色については施工済み箇所に近い色 (赤・茶) とすること。
- エ) 既存防水との取り合い部から漏水しないよう重ね張りを行うこと。
- オ) 屋根雨樋の撤去した板金部分の補修を行うこと。
- カ) 屋根雨樋全面にプライマー及び水性防水塗料を塗布すること。
- キ) 灯り取り用サッシ周りにシーリングを行うこと。
- ク) 使用する防水材については、作業開始前までに監督職員の了解を得ること。

7. その他

- (1) 動物への感染症対策のため、搬入車両は必ず管理棟前の消毒槽を通過してタイヤの消毒を徹底すること。
- (2) 動物への感染症対策のため、家畜舎内に立ち入る場合は必ず家畜舎入口にて靴底の消毒を徹底すること。
- (3) 作業日時は土日祝日を除く平日の 9 時 00 分から 16 時 50 分までとする、なお、動物の朝食具合により開始時間が送れる場合があるので、飼育員に確認してから作業にとりかかること。
- (4) 原則として資材の搬入及び搬出については、休園日もしくは動物園の営業時間 (午前 9 時 30 分から 16 時 30 分) 外に行うこと。
- (5) 修繕完了後、速やかに完成届並びに工事写真等の成果品を提出し、市川市の検査を受けること。なお、本修繕により発生した廃棄物は場外処分とし、請負者の責任において適正に処分を行いその根拠を提示すること。
- (6) 本仕様書に定める事項および記載のない事項について疑義が生じた場合については、監督職員と協議して決定するものとする。